

綾瀬市立の小学校及び中学校教職員等の学校給食費に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する学校給食の提供を受ける教職員、学校給食センター職員及び会計年度任用職員（以下「教職員等」という。）から学校給食費に相当する額を徴収すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の申込み等)

第2条 教職員等が学校給食の提供を受けようとするときは、学校給食申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 教職員等は、学校給食の内容を変更しようとするときは、学校給食変更届出書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(学校給食費に相当する額)

第3条 学校給食費に相当する費用は、当該教職員等の負担とし、その額は、別表第1に定める額とする。

(学校給食の試食)

第4条 海外からの一時帰国等に伴う体験入学者又は学校給食の普及充実を図ることを目的とした個人若しくは団体等から学校給食の試食の申出があったときは、当該申出をした者に対し、学校給食を提供することができる。

2 試食を行おうとする者は、試食を行う日の前月20日までに、学校給食申込書を市長に提出するものとする。

3 試食に係る学校給食費に相当する1食あたりの額は別表第1に定める額とし、市長が指定する方法により納付するものとする。

(納付方法)

第5条 教職員等は、口座振替の方法により学校給食費に相当する額を納付するものとする。ただし、これにより難しいときは、口座振替以外の方法で納付することができる。

(納期限)

第6条 前条の規定により行われる納付の期限（以下「納期限」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、納期限により難しいと認めるときは、別に納付

の期日を定めることができる。

(督促)

第7条 市長は、学校給食費に相当する額を納期限までに納付しない教職員等があるときは、納期限後20日以内に発付の日から10日以内の期限を指定して督促状を発しなければならない。

(充当及び還付)

第8条 市長は、納付された学校給食費に相当する額に過納又は誤納（以下「過誤納」という。）があるときは、その過誤納の額を当該教職員等の未納の学校給食費に充当するものとする。ただし、充当すべき学校給食費に相当する額がない場合は、当該過誤納の額を還付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、学校給食費に相当する費用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込に係る手続その他の必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項の規定は、令和7年5月1日以後に行う試食に係る学校給食申込書について適用し、同日前に行う試食に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

区 分	月 額	日 額	試 食
小学校	5, 500円	319円	320円
中学校	6, 000円	348円	350円

別表第2（第6条関係）

期別	対象月	納期限
1期	4月及び5月分	5月31日
2期	6月分	6月30日
3期	7月分	7月31日
4期	9月分	9月30日
5期	10月分	10月31日
6期	11月分	11月30日
7期	12月分	1月4日
8期	1月分	1月31日
9期	2月及び3月分	2月末日

第1号様式（第2条関係）

学校給食申込書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所 _____

申込者 氏名 _____

電話番号 _____

綾瀬市立の小学校及び中学校教職員等の学校給食費に関する要綱第2条第1項（第4条第1項）の規定により申し込みます。

学校等名	綾瀬市立
（該当箇所に○）	・教職員（喫食希望：月額・日額） ・教育実習生 ・試食会
喫食の期間 （試食は希望する日時）	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで （ 年 月 日（ ） 時 分）

※体験入学者記入欄

フリガナ	
児童・生徒氏名	
学校給食は、完全給食（食事及び牛乳）となります。完全給食を受けることができない場合、下段をチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> 食事のみ（牛乳なし）を希望する	
完全給食を受けることができない理由を記入してください。	
1 食物アレルギー	2 その他（ ）

注意事項

- (1) この申込書を毎年提出する必要はありません。綾瀬市立小・中学校に在職する間は継続して取り扱います。
- (2) この申込書における個人情報については、学校給食の提供及び学校給食費に相当する額の徴収のために綾瀬市及び在職する小・中学校において使用します。
- (3) 試食は、名簿（試食する場所、目的の記載を含む。）を添付してください。

第2号様式（第2条関係）

学校給食変更届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

届出住所 _____

教職員等 届出氏名 _____

電話番号 _____

綾瀬市立の小学校及び中学校教職員等の学校給食費に関する要綱第2条第2項の規定により、学校給食の提供について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

学校等名	綾瀬市立
変更内容 ※該当の番号に○をつけてください。	1 喫食の停止又は中止 停止（中止）日： 年 月 日（ ） 2 喫食の再開 再開（変更）日： 年 月 日（ ） 3 教職員等の氏名・住所の変更 変更後： 4 退職 （ 退職予定日： 年 月 日（ ） 最終喫食日： 年 月 日（ ） ） 5 その他（ ）

注意事項

- 1 この届出書は、申込内容が変更となる日の5日前までに提出してください。
- 2 教職員等が連続して6日以上欠席する場合に、長期欠席として喫食を停止することができます。